

大阪労働局発表
令和3年10月28日（木）

【照会先】
大阪労働局総務部労働保険適用・事務組合課
電 話 06-4790-6354

“労働保険の加入手続きはお済みですか？”

11月は「労働保険未手続事業一掃強化期間」です！

～労働者を一人でも雇っている事業主は加入義務があります～

労働保険は、正社員、パート、アルバイトなどの名称や雇用形態にかかわらず、労働者を一人でも雇っていれば強制適用事業場となります。

加入手続きを怠った場合、事業主は遡って保険料及び追徴金のほか、労働災害が発生した場合には保険給付に要した費用の全部又は一部が徴収され、また雇用関係助成金が受給できない可能性があります。

大阪労働局（局長 木原 亜紀生）では、11月「労働保険未手続事業一掃強化期間」に効果的な広報活動及び集中的な手続指導を展開します。

1 実施期間

令和3年11月1日から令和3年11月30日までの1か月間

2 実施事項

（1）各種団体、公的機関などに対する広報についての協力依頼

事業主団体、府、市区町村、関係機関及び労働保険事務組合などに対して、ホームページや広報誌への掲載並びに各施設内や掲示板への未手続事業一掃広報用ポスターの掲示やリーフレット設置の協力を依頼します。

※大阪労働局ホームページにおいては、労働保険制度全般に関する詳しい説明や手続案内及び広報用リーフレットを掲載しています。

（2）未手続事業主に対する加入手続指導の実施

労働保険未手続事業主に対して、個別訪問、郵便及び電話による制度の説明、必要書類の送付などにより加入手続指導を行います。

なお、自主的に加入手続きを取らない事業主に対しては、職権による成立手続及び保険料の認定決定を行います。

また、事業主が故意又は重大な過失により手続きを行わない期間中に労働災害や通勤災害が発生し、労災保険給付を行った場合には、遡って保険料を徴収するとともに、労災保険給付を行った額の全部または一部を事業主から徴収することになる旨を周知します。

【解説】

○労働保険とは

労働保険とは、労働者災害補償保険（一般に「労災保険」といいます。）と雇用保険とを総称したものです。

原則として、労働者を一人でも雇っていれば、その事業主は加入手続きを行い、労働保険料を納付しなければならないことになっています。

○労働保険未手続事業一掃対策とは

労働保険制度においては、原則として労働者を一人でも雇用する事業主は、すべて労働保険の加入手続きを行い、労働保険料を納付しなければなりません。

しかしながら、未手続事業が存在している実情にあり、これら未手続事業の解消は、労働保険制度の健全な運営、費用の公平負担及び労働者の福祉の向上等の観点から重要となります。

このため、大阪労働局では、あらゆる機会をとらえ、労働保険制度の周知に努めるなど、効果的な広報活動を行うとともに、未手続事業に対して個別訪問等を実施し、手続勧奨に当たっています。

また、厚生労働省は、労働保険の未手続事業の解消に当たり、都道府県労働局、労働基準監督署、公共職業安定所との連携を強化するとともに、「労働保険未手続事業一掃業務」を一般社団法人全国労働保険事務組合連合会に委託し、労働保険事務組合との連携を深め、適用促進を強化して実施しており、大阪労働局においては一般社団法人全国労働保険事務組合連合会大阪支部と連携して取り組んでいます。

○一般社団法人 全国労働保険事務組合連合会とは

一般社団法人 全国労働保険事務組合連合会は、厚生労働大臣の認可を受けた、事業協同組合、商工会議所、商工会等、労働保険事務組合 7,862 事務組合で構成されています。

その使命は、労働保険制度における労働保険事務組合の重要性から、労働保険事務組合の資質の向上、指導、育成及び連絡、労働保険適用事業場に対する労働保険制度の啓蒙・普及等を行い、労働保険制度の健全な発展及び労働者の福祉の向上に寄与することにあります。

○労働保険事務組合とは

事業主の委託を受けて、事業主が行うべき労働保険の事務処理を代行する事について、厚生労働大臣の認可を受けた中小事業主の団体です。